

甲府市農業委員会 2月定例総会議事録

1. 日 時 令和7年2月27日(木) 午後2時00分

2. 会 場 甲府市南公民館

3. 出席委員(17名)

会長：柿嶋 敦、職務代理者：山村 忠弘、米山 夫佐子

【農業委員】

1番 森澤 良直 2番 落合 洋子 3番 土屋 三千雄 4番 宮川 俊一 5番
興水 辰次 6番 芦沢 喜嗣 7番 小松 芳彦 8番 越石 和昭 10番 關
野 登 11番 佐々木 茂隆 13番 渡邊 元二 14番 野澤 洋子 15番
長田 正実 16番 菊島 建

4. 欠席委員(2名)

9番 亀井 智 12番 西名 武洋

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事 務 局 長 山本 伸二
農地係 係 長 長澤 和利
係 長 中村 勝
振興係 係 長 窪田 光洋
主 任 田中 道仁

6. 議 案

議案第1号 地域計画の策定に係る意見聴取について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号 令和7年3月告示分農用地利用集積計画の承認について

報告案件

報告第1号 山梨県農業会議への諮問結果について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条の規定による届出について(市街化区域届出)
報告第4号 農地法第5条の規定による届出について(市街化区域届出)
報告第5号 農地法第4条第1項の規定による届出について(許可不要)
報告第6号 農用地利用集積契約の解約について

○事務局（長澤係長）

本日の総会は、委員定数19名中、17名のご出席を頂いておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本会議が成立していることを、ご報告申し上げます。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則第5条の2の規定により、会長が議長を務め、会議を整理することとなっております。柿嶋会長よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

それでは、只今から、甲府市農業委員会2月定例総会を「農業委員会等に関する法律」並びに「甲府市農業委員会総会会議規則」により、会議を進めてまいります。

最初に、2月定例総会の議事録署名委員ですが、議席の順番により、今回は5番の興水辰次 委員と6番の芦沢喜嗣 委員のお2人をお願いいたします。

なお、今月の案件について、先ほど事務局と打ち合わせをしたところ、すべての案件において「事前の質問はない」との報告を受けております。

また、本日は「農業経営基盤強化促進法」第19条第6項の規定による、地域計画策定に係る「意見聴取の場」が設けられております。市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農業委員会の意見を聴かなければならない、となっております。したがって、甲府市農業委員会総会会議規則第9条の規定により、甲府市農政課より説明を求めるといたします。

それでは、これより議案審議に入りますが、ここで修正がございます。次第の「第1号議案」につきまして、農政課が他の公務が長引いており、遅れる旨の連絡を受けています。従いまして、審議につきまして「議案第1号」を最後の案件といたします。ご了承をお願いいたします。

それでは、まず議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（中村係長）

農地係の中村です。よろしく申し上げます。

農地法第3条につきましては、農地のままの権利移動のものであります。

今月は、売買、交換、また賃貸借権がありまして、合計7件ございます。

議案書1ページの1番、地図は1ページの3条NO.1ご覧ください。申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。申請地の○面、○面、○面は○○、○面は○○となっております。譲受け人は、今まで申請地を、農地銀行を利用し、借りて耕作しておりましたが、土地所有者が処分を検討していたことから、今回、農地銀行を解約して、申請地を取得し、○○したいとのことでございます。申請地では、これまでと同様に、○○を行う予定であります。譲受け人は、現在○○才、申請地近くに○○と自身が所有する農地が約○○㎡あ

り、〇〇や〇〇を栽培しております。農機具も一式所有していることから問題なく営農できると考えます。

続きまして、議案書2番、地図は2ページの3条NO. 2をご覧ください。

この案件は賃貸借であります。申請地の所在、地目、面積、賃貸人、賃借人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の〇面は〇〇、〇面、〇面、〇面は〇〇となっております。賃借人は現在、〇〇おりますが、〇〇は比較的仕事が少ないため、営農したいと農地を探していたところ、地元の農業委員様のご協力により、〇〇に近い、適した農地が借りることができることとなったため、申請地を賃貸したいとのこととあります。賃借期間は、令和〇〇年〇月までの〇年間で、申請地では、〇〇を栽培する計画であります。賃借人は、現在〇〇才、これまで〇〇の農家で〇年間、〇〇と一緒に〇〇の栽培技術を習得されました。農機具も所有していることから、新規就農ではありますが、営農できると考えます。

続きまして、議案書3番と4番は、それぞれの農地をお互いが交換する案件になります。少し見づらくて申し訳ありませんが、議案書3番と4番と一緒に見ていただきたいと思います。地図は3ページの3条NO. 3、NO. 4をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、3番、4番、それぞれ議案書記載のとおりでございます。申請地の周辺は、3番及び4番ともすべて〇〇となっております。3番の譲受け人は、現在〇〇才、農業経験は〇〇年あり、〇〇周辺の農地約〇〇㎡で、〇〇を栽培しております。また、4番の譲受け人は、現在〇〇才、農業経験は〇〇年あり、〇〇周辺の農地約〇〇㎡で、〇〇と一緒に〇〇を栽培しております。今回、それぞれの譲受け人が所有する農地の〇〇に、それぞれの譲渡し人の農地があることから、お互いが農地を〇〇し、効率よく耕作ができるようにするため、それぞれの農地を〇〇したいとのこととございます。3番の申請地では、〇〇を、4番の申請地では、〇〇を栽培する予定でございます。

続きまして、議案書2ページの5番、地図は4ページの3条NO. 5をご覧ください。申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。申請地の〇面は〇〇、〇面は〇〇を挟んで〇〇、〇面は〇〇及び〇〇、〇面は〇〇を挟んで〇〇となっております。譲受け人は、〇〇で〇〇才です。〇〇年前に〇〇し、現在は〇〇で〇〇を経営し、申請地の〇〇に住んでおります。農業経験につきましては、〇〇年前から〇〇の農地約〇〇㎡を借りて、〇〇を栽培し、〇〇に出荷しております。譲受け人は、〇〇を〇〇するため、〇〇近くの農地を探していたところ、申請地の土地所有者が〇〇に〇〇しており、農地の管理ができないため、〇〇いたことから、今回、申請地を取得したいとのこととございます。申請地では、〇〇を栽培し、〇〇に出荷する予定であります。申請人は、トラクター、軽トラックを所有し、農業経験もあることから、今後も営農できると考えます。

続きまして、議案書6番、地図は5ページの3条NO. 6をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。申請地の〇面、〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇となっております。

譲受け人は現在、〇〇で、自身が所有する農地約〇〇㎡で〇〇を中心に営農しております。〇〇の〇〇を考えていたところ、〇〇である譲渡し人が、農地の〇〇を検討したため、今回、申請地を取得したいとのこととなります。申請地では、〇〇を行う予定であります。譲受け人は、農業経験が〇〇年あり、一緒に耕作する〇〇もこれまで〇年間、農業しており、農機具も一式所有していることから、問題なく営農できると考えます。

続きまして、議案書7番、地図は6ページの3条NO.7をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。申請地は地図のように2か所になります。譲受け人は現在、〇〇に住んでおります。今回取得する農地につきましては、〇〇の令和〇年〇月の本農業委員会の総会において、許可されて取得した農地、約〇〇㎡に〇〇する農地であり、土地所有者が〇〇で、〇〇を考えていたことから、〇〇と合わせて申請地を取得し、〇〇して、〇〇を〇〇したいとのこととなります。申請地では、〇〇であります。譲受け人は、現在〇〇才、農業経験はまだ〇年ではありますが、〇年前に取得した農地で、〇〇などを〇〇と一緒に耕作されておりますので、営農できると考えます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

議案第2号について、事前にご意見等はいただいておりますが、特別何かありましたらお願いします。

《 意見なし 》

それでは、ご意見等ないようですので、採決をいたします。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。

全員の方の賛成がありましたので、議案第2号については決定し、許可書の交付をして参ります。

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（中村係長）

よろしく願いいたします。

農地法第4条につきましては、農地の所有者ご自身が、農地転用するものであります。今月は、2件になりますが、内容が同じなので、一緒に説明したいと思います。

少し見づらく申し訳ありませんが、議案書3ページの1番と2番を両方見ていただきたいと思います。地図は7ページの4条NO. 1、NO. 2（一時転用）をご覧ください。今回の申請につきましては、〇〇の一時転用の継続審査であります。この〇〇につきましては、〇〇で〇〇を行い、農地の〇〇に〇〇するもので、転用許可につきましては、〇〇の一時転用という扱いになり、〇〇を一時転用許可の対象とし、〇年ごとに継続審査を行います。今回、一時転用の期限到来前に再度申請があり、許可を再度取得するものであります。申請地の所在、地目、面積、申請人につきましては、1番、2番とも議案書記載のとおりでございます。申請地の周辺は殆どが〇〇ですが、一部〇〇や〇〇に面しているところもあります。農地区分は第〇種農地と判断いたしました。申請人は、土地の〇〇を図るため、〇年前の令和〇年〇月に、本農業委員会総会において、〇〇の一時転用許可を取得し、申請地に、NO. 1は〇〇㎡、NO. 2は〇〇㎡の〇〇を設置し、〇〇に〇〇をそれぞれ植えました。〇〇の状況につきましては、植栽してからまだ〇年ですので、〇〇には、まだ至っておりませんが、順調に生育しております。今回、〇〇を継続したいとのことですが、農地も適正に管理されており、〇〇も順調に生育していることから、今後も営農できると考えます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

議案第3号について、こちらも事前にご意見等はいただいておりますが、特別、何かありましたらお願いします。

《 意見なし 》

それでは、ご意見等ないようですので、採決をいたします。

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。

全員の方の賛成がありましたので、議案第3号については決定し、許可書の交付をして参ります。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（中村係長）

よろしくお願いいたします。

農地法第5条につきましては、農地の所有者以外の方が、農地転用するものであります。今月は2件ございます。

議案書4ページの1番、地図は、8ページの5条NO.1（一時転用）をご覧ください。申請地の所在、地目、面積、賃貸人、賃借人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、一時転用の〇〇でございます。申請地の〇面は〇〇、〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇となっており、農地区分は第〇種農地と判断いたしました。賃借人は、〇〇で〇〇しており、〇〇などに登録のある〇〇であり、〇〇であります。今回、申請地〇側の〇〇の〇〇による、〇〇を〇〇、その〇〇のため、申請地を〇〇し、〇〇に、一時転用したいとのことです。この〇〇の敷地は、〇〇とのことでもあります。一時転用期間は、令和〇年〇月までの約〇年間で、〇〇後は、農地へ復元して返すこととなっております。

続きまして、議案書2番、地図は9ページの5条NO.2をご覧ください。申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、〇〇でございます。申請地の〇面、〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇、農地区分は第〇種農地と判断いたしました。譲渡し人と譲受け人は、〇〇であり、譲受け人は〇〇にあたります。〇〇は現在、申請地の〇側約〇〇の〇〇に住んでおりますが、〇〇を機に、〇〇が所有する申請地を〇〇により取得し、〇〇を〇〇したいとのことです。転用後は、〇〇を〇〇する予定であります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

議案第4号についても、事前にご意見等はいただいておりますが、特別、何かありましたらお願いします。

《 意見なし 》

ご意見等ないようですので、採決をいたします。

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 賛成多数 》

ありがとうございました。

賛成多数でありますので、議案第4号については、決定いたします。

なお、今回の案件については、いずれも1,000㎡未満ですので、山梨県農業会議に諮問する案件はありません。したがって、本農業委員会において許可書の交付をして参ります。

続きまして、報告事項、「報告第1号」から「報告第5号」について、一括して事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

よろしくお願ひいたします。

それでは、報告事項の説明をいたします。議案書5ページは、先月の総会案件のうち、農地法第5条の申請について、山梨県農業会議へ諮問をした結果、許可相当との答申を受けました。1件ございました。6ページから14ページまでは、1月9日から2月7日までに受理しました、相続等の3条の届出や、市街化区域における農地法第4条及び5条の届出、許可不要の届出について、掲載しております。なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知等につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○(柿嶋会長)

事務局からの説明が終わりました。

「報告第1号」から「報告第5号」につきましては、報告事項ですので、ご了承をお願いいたします。

次に、議案第5号「令和7年3月告示分農用地利用集積計画について」及び報告第6号「農用地利用集積計画の解約について」は、それぞれ関連がありますので、一括して審議いたします。それでは、事務局より説明して下さい。

○事務局(窪田係長)

振興係の窪田です。よろしくお願ひします。

それでは議案第5号の説明をいたします。旧農業経営基盤強化促進法を利用する案件は、新規設定4件、再設定4件、計8件の申し出がありました。農地中間管理事業を利用する案件はありませんでした。

議案書15ページの表は、新規設定となります。〇〇・〇〇・〇〇地区からの申出がありまして、合計面積は〇〇㎡です。中段の表、令和6年度の目標面積118,600㎡に対し、設定面積は163,465㎡、達成率は138%になります。

続いて16ページの表は、再設定となります。〇〇地区からの申し出があり、合計面積は〇〇㎡になります。

中段の表、令和6年度の目標面積389,400㎡に対し、設定面積は361,910㎡、達成率は93%になります。

17ページ1番から18ページ4番は新規設定になります。19ページ5番から20ページ8番は再設定の更新となります。

補足説明が必要となる、新規就農者の案件を読み上げさせていただきます。

17ページ1番をご覧ください。借り手は、〇〇にお住まいの〇〇歳で、令和〇年から〇〇の農業法人に勤務し、〇〇の栽培技術を身に着けました。当該農地では〇〇を栽培し、農産物は〇〇へ出荷を行う予定です。農業機械は、〇〇とこのことです。就農後は年間〇〇日農業に従事する予定であり、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件を満たしております。

その他につきましては、議案書記載のとおりになります。貸し手、借り手、所在、

地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載のとおりになります。耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、耕作に必要な農業に常時従事しているなど、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件を満たしております。

引き続き、農用地利用集積計画の解約の報告です。議案書21ページをご覧ください。今月は1件の解約となります。解約の内容、理由は、記載のとおりになります。解約の届けが提出されましたので報告いたします。以上になります。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

それでは、ここで、地元委員より補足説明を求めます。

議案書17ページ、1番の「新規就農者」の案件につきまして、〇〇地区の宮川委員より、補足説明をお願いします。

○（宮川委員）

宮川です。

17ページの1番の案件ですが、貸し手、〇〇さん、借り手、〇〇さんですが、事務局の説明のとおりであります。借り手の〇〇さんですが、〇〇や〇〇の栽培を習得しております。借りる畑ですが、〇〇で行っており、〇〇もできる状況で、貸し手も喜んでいる状況です。新規就農者のであります。〇〇と〇〇の農業法人で実習をされてまいりました。以上です。

○（柿嶋会長）

ありがとうございました。

それでは、事務局及び地元委員からの説明が終わりました。こちらも事前にご質問等の報告は受けておりませんが、特別、何かありましたらお願いします。

《 意見なし 》

ご意見等ないようですので、ここで採決をいたします。

議案第5号「令和7年3月告示分 農用地利用集積計画」について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。

全員の賛成をいただきましたので、議案第5号につきましては、決定して参ります。なお、「報告第6号」につきましては、報告事項でありますので、ご了承をお願いいたします。

○（柿嶋会長）

それでは、農政課が到着しましたので、議案第1号「地域計画の策定に係る意見聴取」について、甲府市農政課より、説明を求めます。

○農政課（佐野課長補佐）

農政課の佐野でございます。業務が長引いてしまい、大変申し訳ありません。それでは早速説明に入らせていただきます。

はじめに、農業委員の皆様におかれましては、先月開催しました「協議の場」においてお示した地域計画の策定に向けた方針を踏まえ、農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定に基づき「地域計画の策定案」をお示するとともに、同法第19条第6項の規定により意見を求めるものであります。

それでは、地域別に主要な箇所をご説明いたします。お手元の資料「地域計画（意見聴取）」の1ページをご覧ください。参考様式第5-2号につきまして、上の段枠ですが、目標年度については、基盤強化法の基本構想に合わせており、主に地域名及び集落名を記載しております。

1 地域における農業の在り方としまして、(1) 地域計画の区域の状況につきましては、農振法の青地で、目標地図に位置付けられた農地の合計面積、田畑の面積、意向調査で規模縮小や農地の引受けなどの確認が取れた方の面積を記載しております。(2)は地域農業の現状及び課題を、(3)は地域における農業の将来の在り方を記載しております。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標としまして、(1)は農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針を、(2)は担い手に対する農用地の集積に関する目標としまして、農業委員会が年1回行っている、担い手の農地利用集積状況調査の結果を基にした集積率を設定しております。(3)は農用地の集団化に関する目標を記載しております。

2 ページをご覧ください。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するため、とるべき必要な措置としまして、(1)は農用地の集積、集団化の取組を、(2)は農地中間管理機構の活用方法を、(3)は基盤整備事業への取組を、(4)は多様な経営体の確保・育成の取組を、(5)は農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組を記載しております。以下任意記載事項は、該当する取組がある場合、詳細を記載しております。

4 地域内の農業を担う者一覧につきましては、意向調査での回答で、10年後の耕作を意思表示し、目標地図に位置付けられた方を掲載しております。また、属性は、項目が指定されており「認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、それ以外は利用者」とし、面積は現状＝目標としております。

それでは、1ページにお戻りください。地域別に主要な箇所をご説明いたします。

【 ※以下「様式第5-2号」及び地図を見ながら「11地区」を説明 】

○（柿嶋会長）

ありがとうございました。

農政課からの説明が終わりました。

ただいまの説明に関し、何かご意見やご質問があればお願いいたします。

○農政課（佐野課長補佐）

それでは、今後の予定につきまして報告させていただきます。

本日ご審議いただきましたご回答の他、JA山梨みらい及びJAふえふき、小曲土地改良区のご意見は、既にいただいております。また県農地中間管理機構からのご意見につきましても期限を過ぎていますが、意見等につきましては到着していませんので、無いものと思います。なお、本日、ご回答いただいたものにつきまして、速やかに2週間の公告縦覧を行いまして、3月末までに地域計画の策定を公告し、市ホームページで公表して参ります。今日の資料につきまして、お名前が掲載してありますが、ホームページ上においては、お名前は伏せて掲載がされます。

また、令和7年度以降につきましては、主に農振除外の他、補助金交付対象者関係を反映することを想定し、毎年12月頃に見直しを行う予定です。

また、未策定の地域につきましては、委員様方にご意見を伺いながら、一つの地域を選択して話し合いから始めていき、モデルケースを体系化した上で、他の地域にも応用して進めて行きたいと考えております。説明は、以上になります。

○（落合委員）

1点お聞きします。この資料をまとめていただくには、大変手間がかかっておりご苦労をされたことが伺えます。そこでお聞きしたいのが、現状の集積率と将来の目標とする集積率がすべて同じ数字になっていますが、どういう積算をされたのか、また将来の集積率は上下があってもいいと思うのですが、その点についてお伺いいたします。

○農政課（佐野課長補佐）

現状、今の段階ですと10年後の貸し借りを判定することが非常に困難であります。このため、現状の集積率をそのままスライドさせていく形となっております。

将来的に貸し借りが見えてくれば、自ずと将来の集積率は変わってまいります。そのため、現段階では現状の集積率をそのままスライドせざるを得ないということになります。県下においても同様な数字が掲載されている傾向がございます。これは理想の形ではありませんが、県と協議をする中で、このような計上をさせていただいております。以上です。

○（落合委員）

分かりました。ありがとうございました。

○（柿嶋会長）

それでは、質疑はここまでといたします。

これより、採決を行いますので、農政課はここで退室をお願いします。

<農政課 退室>

それでは、採決をいたします。

議案第1号、甲府市が作成した「地域計画」について、原案のとおり同意される方は、挙手をお願いいたします。

<賛成多数>

ありがとうございます。

賛成多数でありますので、甲府市が作成した「地域計画」につきましては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

なお、事務局につきましては、その旨を甲府市へ報告してください。

以上で、予定している案件は、全て終了しましたが、委員の皆さんより何かありましたらお願いします。

《 意見なし 》

なければ、以上をもちまして、2月定例総会を終了いたします。
ご協力ありがとうございました。

午後 3 時 35 分 閉会